

令和 2 年

赤平市議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 7 日（月曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午前 11 時 29 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 143 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 144 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 145 号 赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 146 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第 151 号 令和元年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 10 議案第 152 号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 11 議案第 153 号 令和元年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 12 議案第 154 号 令和元年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 13 議案第 155 号 令和元年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第 14 議案第 156 号 令和元年度赤平

市用地取得特別会計決算認定について

- 日程第 15 議案第 157 号 令和元年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 16 議案第 158 号 令和元年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 17 議案第 159 号 令和元年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 18 議案第 160 号 令和元年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 19 議案第 161 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 20 議案第 162 号 赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 21 報告第 17 号 令和元年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 22 報告第 18 号 令和元年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 143 号 赤平市職員の給

- 与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1 4 4 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 4 5 号 赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 4 6 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第 1 5 1 号 令和元年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 1 5 2 号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 1 5 3 号 令和元年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 1 5 4 号 令和元年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 1 5 5 号 令和元年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 6 号 令和元年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 7 号 令和元年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 8 号 令和元年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 9 号 令和元年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 0 号 令和元年度赤平市病院事業会計決算認定について

- 日程第 1 9 議案第 1 6 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 2 号 赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 1 報告第 1 7 号 令和元年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 1 8 号 令和元年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について

○出席議員 10名

- |     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 竹村 恵一君  |
| 2番  | 安藤 繁君   |
| 3番  | 木村 恵君   |
| 4番  | 鈴木 明広君  |
| 5番  | 五十嵐 美知君 |
| 6番  | 北市 勲君   |
| 7番  | 御家瀬 遵君  |
| 8番  | 伊藤 新一君  |
| 9番  | 東 成一君   |
| 10番 | 若山 武信君  |

○欠席議員 0名

○説明員

- |            |        |
|------------|--------|
| 市 長        | 畠山 涉君  |
| 教育委員会教育長   | 高橋 雅明君 |
| 監査委員       | 目黒 雅晴君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 壽崎 光吉君 |
| 農業委員会会長    | 中村 英昭君 |
| 副 市 長      | 永川 郁郎君 |
| 総務課長       | 若狭 正君  |
| 企画課長       | 林 伸樹君  |
| 財政課長       | 丸山 貴志君 |
| 税務課長       | 坂本 和彦君 |

市民生活課長	町田秀一君
社会福祉課長	蒲原英二君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	柳町隆之君
建設課長	林賢治君
上下水道課長	亀谷貞行君
会計管理者	伊藤寿雄君
あかびら市立病院 事務局長	井上英智君

---

教育委員会 学校教育課長	尾堂裕之君
〃 社会教育課長	野呂道洋君

---

監査事務局長	中西智彦君
--------	-------

---

選挙管理委員会 事務局長	若狭正君
-----------------	------

---

農業委員会 事務局長	柳町隆之君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	井波雅彦君
〃 総務議事 担当主幹	石井明伸君
〃 総務議事 係長	笹木芳恵君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、令和2年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番安藤議員、8番伊藤議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの12日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は22件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和2年第2回定例会以降令和2年9月6日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連につきまして申し上げますが、北海道におきましては感染確認者数が以前から減少傾向とはいえ、全国的に見てもいまだ終息する兆しは見えない新型コロナウイルス感染症でございます。しかしながら、人の往来等により、いつ本市で感染者が発生してもおかしくない状況はこれまでと同様と認識しており、今後も危機感を持って対応してまいります。

それでは最初に、これまでの定例会並びに臨時会等におきまして議決いただきました新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算事業の進捗状況等についてご報告させていただきます。

初めに、赤平市中小企業等事業継続支援金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内に事業所を有する中小企業等の事業継続と雇用確保を支援するため、赤平市中小企業等事業継続支援金を第2回定例会後に創設いたしました。令和2年3月から8月までの間に前年同月比の売上げが20%以上減少した中小企業等に対し、従業員数によって20万円から最大200万円まで支援する制度でございますが、7月13日から申請受付を開始しておりまして、9月4日現在136件3,720万円の支援金を支給したところでございます。これまで事業者の皆様におかれましては、4月に飲食店等への一律20万円の緊急支援、そして上限200万円の国からの持続化給付金、最大30万円の道の休業協力・感染リスク低減支援金や1事業者10万円の経営持続化臨時特別支援金など、それぞれ対象となる支援策を

活用されているようでありまして、今回の赤平市中小企業等事業継続支援金につきましてもタイミングを見計らって申請されるという声も聞いております。申請期限が10月30日までとなっておりますことから、今後も広報あかびらやホームページ、SNSなどを活用しながら制度の周知を図ってまいります。

次に、赤平市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金についてでございますが、市内の医療機関、介護施設、障がい者施設の事業者を対象といたしまして消毒液やマスク、フェースシールド、非接触型体温計などの衛生用品の購入に要する経費への助成といたしまして一律20万円を支給する赤平市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金を第2回定例会後に創設いたしました。7月1日、対象となる22の事業者に対し申請書を直接お渡しし、9月4日現在でございますが、20の事業者から申請を受け付け、400万円を支給している状況となっております。申請受付は、9月30日までとなっておりますことから、今後におきましても未申請の事業者に対しましては状況を確認しながら申請勧奨を行ってまいります。

次に、赤平市妊婦・新生児応援特別給付金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が流行する中、安心して子供を産み育てられることができるよう、妊婦の方と特別定額給付金の基準日の翌日以降にお生まれになったお子さんを対象に各5万円を給付する赤平市妊婦・新生児応援特別給付金を第2回臨時会後に創設いたしました。既に8月24日には対象となります妊婦の方21人と令和2年4月28日以降にお生まれになったお子さん6人を対象に申請書を郵送したところでございますが、今後におきましても令和3年4月1日までに妊娠届出並びにお生まれになったお子さんが対象となりますことから、届出の際は制度の説明、申請勧奨を行い、妊婦、子育て世帯を支援してまいります。

次に、赤平市農業施設換気対策支援事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大

を防止するため、市内の農業者等を対象に農業施設内を扇風機によって換気し、継続的な感染予防の推進を図ることを目的にしておりますが、第2回臨時会後の8月20日に市内の支援対象となる農業者等70戸を直接回り、制度の説明を行ったところでございます。支援物品であります扇風機につきましては、1戸につき2台支給するため、70戸分、計140台の扇風機は既に発注しておりまして、納品され次第、順次農業者等へ配付される予定となっております。

次に、オールあかびら！たすけ愛商品券についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民の経済負担の軽減並びに消費喚起、地域経済の活性化を目的とし、市民1人につき共通商品券5,000円分プラス飲食券5,000円分の計1万円分のたすけ愛商品券を発行、配付する事業でございます。さらに子育て世帯に対しましては子供1人につき共通商品券1万円分を上乗せ配付する予定で現在準備を進めているところでございます。また、たすけ愛商品券の利用につきましては、まごころ商品券加盟店で利用することができますが、加盟店以外の事業所、店舗、飲食店でも利用できるよう取扱いを希望する事業者を募集しているところでございます。なお、10月中旬には市民の皆様のお手元に届くよう鋭意努力しているところでございますが、市民の皆様におかれましてはたすけ愛商品券が届いた際には感染防止対策をした上でということになりますが、積極的にご利用いただき、地域経済活性化の一助になることを切に願っている次第でございます。

次に、特別定額給付金についてでございますが、令和2年4月27日現在赤平市住民基本台帳に登録されている5,797世帯9,808人に対し、5月8日、申請書の発送を行い、5月11日から8月7日まで申請受付業務を行ったところでございます。給付実績につきましては、9,784人の申請がございましたが、そのうち受給辞退の申請者が3人おりましたので、最終的には9,781人に給付を行い、その結果、給付率99.72%となったところでございまして、100%の給付率を

目指し、広報やホームページをはじめ、電話勧奨など様々な形で周知してまいりましたが、居所不明、死亡、受給意思なし等により、残念ながら24人の方が未申請となったところでございます。なお、特別定額給付金の事務業務につきましては、8月31日をもって完了したことを併せてご報告させていただきます。

以上が主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業の状況でございますが、今後におきましても感染症予防対策はもちろんのこと、停滞する非常に厳しい地域経済の状況を回復させていかなければならない局面を迎えております。市民の皆様をはじめ、市議会の皆様、企業、団体、事業者の皆様が行政と一体となってこの難局を乗り越えていかなければなりません。今後とも皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方交付税について申し上げます。令和2年度の普通交付税につきまして、総務省は7月31日に交付決定を行い、同日に閣議報告がされたところであります。道府県を除く全国市町村では、対前年度比0.9%の増、道内市町村においては0.5%の増となっており、本市におきましては普通交付税決定総額は3.3%の増、交付税の振替措置である臨時財政対策債を含めると3.1%の増となったところであります。主な理由といたしましては、新たに地域社会の維持、再生に必要となる取組に要する経費として地域社会再生事業費が創設されたこと、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化に要する地方負担分が基準財政需要額に算入されたことによるものでございます。今後におきましても地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、令和2年国勢調査について申し上げます。国勢調査は、我が国に住んでいる全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査でございますが、本市におきましては7月15日、市長を本部長とする令和2年国勢調査赤平市実施本部を立ち上げた

ところでございます。また、報道等で全国的に調査員の確保、成り手不足について懸念されておりましたが、本市におきましては登録調査員をはじめ、町内会や施設の皆様のご協力によりまして国が指定する赤平市の調査員数80名を確保したところでございます。調査員の皆様におかれましては、8月24日から28日にかけて各地域7か所、計8回開催した国勢調査事務打合せ会に参加していただき、調査員業務の確認を行ったところであり、調査基準日は10月1日現在でございますが、早速9月10日より国勢調査実施事前周知チラシの配布、14日より調査票の配付、そして10月1日より順次調査票の回収をお願いしているところでございます。今回の国勢調査は、新型コロナウイルスの影響により調査方法の変更等がなされ、国からの通知、説明が大幅に遅れたことに伴いまして非常にタイトなスケジュールで今日に至っているわけでございますが、今後におきましても統計業務の信頼性を確保するとともに、ご尽力いただく調査員の皆様の安全に努め、さらには市民の皆様におかれましては調査にご協力いただきますようお願いとご協力をお願いするところでございます。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月13日から22日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、観光や夏型レジャー等に伴う事故や自動二輪車による事故の防止と飲酒運転根絶を図るための活動等の推進を重点項目といたしまして夏の交通安全運動を展開し、運動期間中には早朝の街頭啓発をはじめ、延べ1,287人のご参加をいただき、効果的な運動を実施いたしました。また、期間中赤間小学校においては、学年単位でDVDによる交通安全教室を行い、児童の皆さんには交通安全の大切さについて学習していただいたところでございます。なお、交通事故死ゼロの日の継続につきましては、本年6月29日に2,400日を達成しておりますが、今後におきましてもさらに記録を伸ばせるよう交通安全意識を高め、安心、安全な地域づくりを交通安全団体並びに町内会や市民の皆様と一層連携を図り、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要について報告をいたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、新型コロナウイルス感染症対策に最大限配慮しながら実施いたしました行事についてであります。統合3年目となります赤平中学校の学校祭が9月5日に行われ、来賓及び保護者の観覧制限、演目等の変更を余儀なくされている中でも生徒たちが仲間とともに協力し合い、生き生きと活動し、かけがえのない思い出をつくることができたことにつきまして大変喜ばしく感じているところであります。また、赤平幼稚園の運動会が9月6日に行われ、中学校の学校祭同様、観覧制限や種目の変更の中、園児の元気いっぱいの姿を見ることができ、保護者をはじめ関係者にとってすばらしい一日になったのではと思うところであります。

次に、小学校統合についてであります。令和2年度において初めての開催となる第10回小学校統合準備委員会が8月31日に開催いたしました。統合協議を迅速に進めるための部会設置について了承いただいたほか、一部委員に交代が生じたこともあり、現時点における協議会での決定事項について改めて確認をさせていただきました。また、新たに制作することが確認しておりました統合小学校の新歌について令和元年度中に完成いたしましたので、委員の皆様にご披露させていただきました。今後におきましても委員の皆様から貴重なご意見をいただきながら、子どもたちによりよい教育環境を提供することを最優先に考え、令和4年4月の統合を目指してまいります。

次に、新年度から使用する中学校用教科用図書の採択についてであります。令和3年度から使用する

この教科書については、空知管内において岩見沢市を除いた9市14町の合計23市町の教育委員会で構成する北海道第5採択地区としての協議会において選定作業を行ってまいりました。その結果、7月29日、協議会により教科用図書を決定いたしました。法律の規定により協議会を構成する各市町の教育委員会の議決が条件となることから、7月31日開催の第11回教育委員会において協議を行い、提案どおり教科用図書の決定を行ったところであります。

次に、コミュニティ・スクールについてであります。今年度より地域との結びつきを強化するために社会教育に関する学識経験者を増員する規則改正を行い、令和2年度の第1回目の会議を7月2日に開催いたしました。会議では、学校運営協議会運営要領の確認、各学校長による学校運営の基本方針の説明、承認後2つのグループに分かれて教育活動等への支援についてご協議をいただきました。今後におきましても地域総がかりで子どもたちを育む仕組みを整えるため、協議を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休校などの影響から、開設を見合わせておりました公設塾についてであります。2学期より開設し、小学校を対象とする子ども塾は、茂尻児童館では23名、豊里児童センターでは14名、文京児童館は27名の登録児童となっております。また、交流センターみらいにおける中学生対象の公設学習塾は、登録生徒が26名となっており、昨年度の登録児童生徒数と比較しますと、ともに下回っている状況ではありますが、学力の向上並びに学校以外での学習習慣の定着化につながるものと期待しているところであります。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、毎年開催されておりますふるさと少年教室についてですが、青少年健全育成事業として各種少年団体のリーダー養成を目的に開催しておりましたが、本年は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、赤平市青少年育成連絡協議会とも協議し、残念ではございますが、中止としたところであります。

次に、青少年非行防止につきましては、6月24日に第1回青少年非行防止連絡会議を開催し、関係機関と情報交換を行うとともに、夏休み期間中の校外生活の決まりについての協議を行い、各小中学校に周知したところであります。

次に、炭鉱遺産ガイド施設についてですが、7月18日、19日、開館2周年を記念して市民対象無料開放デーを実施し、2日間で233名のご来館がありました。また、56名の方がガイドつき見学に参加しております。総合的な学習の時間として、6月26日に赤間小学校3年生28名が学習活動を行い、身近な赤平の文化遺産を肌で感じたところでございます。なお、7月25日で来館された方が2万人を超えたところであります。

次に、東公民館関係について申し上げます。東公民館上期講座として、7月21日に石けんを彫って香水瓶を作成する講座に5名の方が参加されたところですが、小学生を対象とした夏休み！いろいろ探険隊につきましては本年は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中止としたところであります。

社会体育事業につきましては、一般者向けの水泳教室及び小学生を対象としたこども水泳教室につきまして講師とも協議し、本年度についてはやむなく中止としたところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第143号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第143号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

時間外勤務手当につきましては、労働基準法に基づき算出しておりますが、総務省より時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算

出において寒冷地手当を算出基礎額に含めて勤務1時間当たりの給与額を算出する旨の通知がありましたことから、所要の改正を行うもので、令和2年11月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第143号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第144号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第144号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に、さらに新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため同法律が令和2年4月30日に公布され、同じひとり親であっても婚姻歴や男女間で扱いが異なっておりましたが、公平な税制支援とすることとたばこ税の軽量葉巻を紙巻きと同様に本数単位で課税すること、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除と住宅借入金等特別控除の特例を定められましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第144号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第7 議案第145号赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第145号赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年3月4日に公布され、放課後児童健全育成事業に従事する支援員に関する基準につきまして令和2年度から中核市の長において放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなり、令和2年4月1日より施行されましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものとしたものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第145号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第146号北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第146号北海道市町村職員退職手当組規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

当市が加入しております北海道市町村職員退職手

当組合を組織する団体のうち、山越郡衛生処理組合が令和2年3月31日で解散したこと、また奈井江、浦臼町学校給食組合が令和2年9月30日付で解散することにより、本規約の関係部分について所要の改正を行おうとするもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第146号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第146号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第146号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩といたします。

（午前10時37分 休憩）

---

(午前10時45分 再開)

○議長(若山武信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第9 議案第151号令和元年度赤平市一般会計決算認定について、日程第10 議案第152号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第11 議案第153号令和元年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第12 議案第154号令和元年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第13 議案第155号令和元年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第14 議案第156号令和元年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第15 議案第157号令和元年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第16 議案第158号令和元年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第17 議案第159号令和元年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、日程第18 議案第160号令和元年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(永川郁郎君) [登壇] 議案第151号から第160号まで、提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、議案第151号令和元年度赤平市一般会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

各会計決算報告書の4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。本市においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標が全て健全段階を維持する結果の中、令和元年度においては赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の計画期間が最終年に当たることから、各計画の目標達成に向けて取り組むとともに、第5次赤平市総合計画を踏襲し、各施策の基本方針に基づく事業を引き継ぐものとし、産業振興、少子化対策、住環境整備の3つの重点プロジェクトを中心とした地域づくり振興に努めてまいりました。総合戦略としては、統合小学校建設に伴う実施

設計及び旧赤平中学校除却のほか、起業支援事業、子ども塾などを実施いたしました。また、第5次赤平市総合計画の重点プロジェクト事業として、産業振興では産業振興人財育成事業、農業後継者サポート事業、商店街振興対策事業などにより地元産業の振興や育成、強化及び消費拡大に努め、少子化対策では保育所保育料の50%軽減、社会教育、体育施設使用料の無料化などにより子育て費用の負担軽減に努めるとともに、住環境整備では吉野第一団地1号棟建設、住吉団地など公営住宅の除却、道路、公園整備のほか、あんしん住宅助成、民間賃貸住宅リフォーム、家賃助成を実施いたしました。さらに、防災行政無線設置に伴う実施設計、第6次赤平市総合計画及び人口ビジョン、総合戦略策定事業、都市計画マスタープラン策定事業、旧愛真ホーム除却事業などを実施しました。

一般会計決算の主な状況につきまして、歳入では統合中学校建設事業の完了などにより国庫支出金は10億円となり、対前年度比37.4%の減、市債は7億9,000万円となり、58.5%の減、ふるさと納税の増加により寄附金は6億1,000万円となり、74.6%の増、臨時財政対策債を含む地方交付税は44億9,000万円となり、0.4%の増となりました。歳出では、ふるさと納税寄附金の増加に伴う返礼品代などにより補助費等は17億1,000万円、対前年度比9.4%の増、降雪量の減少により維持補修費は2億8,000万となり、10.7%の減、統合中学校建設事業完了などにより普通建設事業費は7億6,000万円となり、71.3%の減となりました。

結果、歳入総額95億6,416万130円、歳出総額91億1,338万5,460円となり、差引額4億5,077万4,670円のうち2億3,000万円を減債基金に積み立て、2億2,077万4,670円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第152号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。予算の執行とその

結果の概要であります。歳入につきましては前年度と比較して1.4%の増加となり、歳入全体に占める道支出金の割合は80.6%となっております。歳出につきましては、前年度と比較して1.0%の増加となり、歳出全体に占める保険給付費は76.2%、国民健康保険事業費納付金が17.0%となっております。

結果、歳入総額15億3,107万534円、歳出総額14億3,378万7,717円となり、差引額9,728万2,817円のうち5,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、4,728万2,817円を翌年度に繰り越したところであります。

次に、議案第153号令和元年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては前年度と比較して2.2%の減少となり、歳入全体に占める後期高齢者医療保険料が67.0%、一般会計繰入金が32.7%となっております。歳出につきましては、前年度と比較して2.5%の減少となり、歳出全体に占める後期高齢者医療広域連合納付金は95.4%となっております。

結果、歳入総額2億3,448万8,768円、歳出総額2億3,302万488円となり、差引額146万8,280円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第154号令和元年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。汚水管総延長は8万3,516.18メートル、雨水管は205.45メートルの布設を行い、雨水管総延長は1万1,611.31メートル、汚水整備率は認可面積に対して79.22%となったところです。また、下水道普及率は87.34%となり、4,403戸が水洗化し、水洗化率は80.69%となっております。

結果、歳入総額5億7,232万291円、歳出総額5億5,946万2,056円となり、差引額1,285万8,235円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第155号令和元年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。赤平霊園及び赤平第二霊園と合わせて1,240区画を管理しており、令和元年度は赤平第二霊園5区画の貸付けを行ったところあります。なお、本会計は、令和元年度をもって廃止し、事業は一般会計へ移行することとなりました。

結果、歳入及び歳出総額は、ともに371万5,770円となり、差引額はありませぬ。

次に、議案第156号令和元年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

95ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度、10年度の2か年で公共用地を先行取得し、平成8年度から12年度の5か年で炭鉱跡地を取得しており、その際の起債の元利償還を行ったところあります。

結果、歳入及び歳出総額は、ともに4,531万8,644円となり、差引額はございませぬ。

次に、議案第157号令和元年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

100ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。地域包括支援センターにおけるケアプラン作成件数は委託も含め835件となったところあります。

結果、歳入総額870万4,592円、歳出総額628万501円となり、差引額242万4,091円は翌年度へ繰り越したところあります。

次に、議案第158号令和元年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

104ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。第7期介護保険事業計画の中間年に当たる令和元年度は介護サービス受給者数及び介護給付費はほぼ横ばいで推移し、前年度比約0.8%の増加となり、第1号被保険者数は令和元年度末で4,606人、要介護、要支援認定者数は1,006人となりました。また、地域支援事業は、介護予防・

生活支援サービス事業では要支援者を対象に訪問型、通所型サービスを実施し、一般介護予防事業では運動器の機能向上プログラムのほか、一般高齢者施策としての各種教室、講演、講座を実施し、包括的支援事業では日常生活や介護に関する総合相談支援や虐待対応など権利擁護支援業務等を行ったところであります。

結果、歳入総額15億3,030万2,927円、歳出総額14億7,016万2,302円となり、差引額6,014万625円全額を介護給付費準備基金に積み立てたところであります。

次に、議案第159号令和元年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましてご説明申し上げます。

令和元年度赤平市水道事業会計決算書の8ページをお願いいたします。決算の概況、総括事項であります。主な建設改良事業として錦町1条通配水管布設替工事、市街地配水管布設替工事、赤平奈井江線水道管移設補償工事、本町2丁目配水管布設替工事、ろ過池操作弁取替工事、緊急対策自家発電設備調査設計などを行いました。給水収益につきましては、人口減等の理由により前年度と比較すると減収となり、営業収益においても減収となりました。営業費用につきましては、固定資産台帳整備委託及び公共施設等運営可能性調査委託の増加などにより増額となりました。

結果、前年度と比較して水道事業収益全体では296万4,632円の増、水道事業費用全体では1,749万6,628円の増となり、収益的収支は2,263万4,556円の純利益となりました。

9ページをお願いいたします。令和元年度の決算状況であります。収益的収入及び支出は収入3億2,569万6,024円、支出3億306万1,468円、差引き2,263万4,556円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金を加えて当年度の未処分利益剰余金は7億8,520万6,613円となりました。

資本的収入及び支出は、収入1億5,752万8,000円、支出2億5,870万9,731円、差引き1億118万1,731円

の不足となり、この不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

戻りまして、5ページをお願いいたします。剰余金の処分に関しまして、当年度未処分利益剰余金が7億8,520万6,613円となっており、令和元年度純利益2,263万4,556円のうち1,000万円を利益積立金に積み立て、処分後残高の繰越利益剰余金を7億7,520万6,613円とするものであります。

次に、議案第160号令和元年度赤平市病院事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

令和元年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。事業報告書であります。令和元年度は北海道医療構想を踏まえた中空知圏域の回復期病床の不足解消に向け、前年度より一般病床60床のうち13床を地域包括ケア病床へ転換し、急性期治療を終えた患者の在宅復帰に向けたリハビリ等を目的とする新たな病床運営の取組を始めたところでありましたが、本年度の3月にはさらに4床を転換し、回復期病床の拡充を図ったところでありました。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、北海道において2月に緊急事態宣言が発出されるなど、新たな感染症への対応は当院にとっても重要な問題であり、引き続き院内感染防止など対策の強化に努めてまいります。一方、医療スタッフ体制は、常勤医師において内科医1名が退職となりましたが、後任となる常勤内科医1名を採用しました。

医業収益は、前年度と比較して一般病床、療養病床ともに患者数が減少し、全体で2,002人の減少となり、入院収益は369万円減額となりました。一方、外来患者数は1,429人の減少で、外来収益は700万8,000円の減額となりました。医業費用は、前年度と比較して主に退職手当組合に対する3年ごとの精算負担金の支出などにより2,694万円の増額となりました。資本的事業では、前年度と比較して20.2%増の事業費となり、本年度は主に放射線科、検査室、薬剤課冷暖房機更新工事、CPU室エアコン設置工事などの施設整備を実施したほか、医療画像保管装置などの医療機器を購入したところでありました。起債償還

金は、平成27年度に起債した病棟建替事業の償還開始により3,136万6,000円の増額となりました。

12ページをお願いいたします。次に、損益勘定についてであります。収益的収支は収益23億4,446万2,356円に対し、費用22億7,049万5,967円で差引き7,396万6,389円の純利益となりました。

資本勘定についてであります。資本的収支は収入4億1,768万円に対し、支出5億8,403万6,860円で1億6,635万6,860円の収支不足が生じ、この不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、議案第151号から第160号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 提案説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第151号、第152号、第153号、第154号、第155号、第156号、第157号、第158号、第159号、第160号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市議員、御家瀬議員、竹村議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、木村議員、鈴木議員、以上8名を指名いたします。

暫時休憩といたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第19 議案第161号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第161号教育委員会委員の任命につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市教育委員会委員としてご活躍をいただいております瓜郁夫氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、瓜郁夫、生年月日、昭和18年6月23日、現住所、赤平市大町1丁目1番地でございます。

瓜氏の経歴につきましては、別添参考資料に記載のとおりでございますが、教育委員会委員として適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第161号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第161号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第161号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

---

○議長(若山武信君) 日程第20 議案第162号赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第162号赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市固定資産評価審査委員会委員であります六田孝男氏は、令和2年9月30日をもって任期を満了され、その後任といたしまして推薦母体でありますたきかわ農業協同組合より川田能教氏の推薦をいただきましたので、同氏を赤平市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

記といたしまして、川田能教、生年月日、昭和40年8月27日、現住所、赤平市共和町172番地7でございます。

川田能教氏の経歴につきましては、別紙参考資料に記載のとおりでございますが、赤平市固定資産評価審査委員会委員として適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第162号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第162号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第162号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

---

○議長(若山武信君) 日程第21 報告第17号令和元年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第22 報告第18号令和元年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(永川郁郎君) [登壇] 報告第17号令和元年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告いたします。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生していません。

次に、連結実質赤字比率につきましても平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、令和元年

度決算においても比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、過疎対策事業債並びに緊急防災・減災事業債などの元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増加などから12.9%となり、前年度より1.0%の減少となっております。

次に、将来負担比率につきましては、公営企業債等繰入れ見込額が減少したことなどから120.8%となり、前年度より7.2%の減少となっております。

今後も財政4指標につきましては、引き続き財政健全段階を維持するよう努めてまいります。

次に、報告第18号令和元年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおりご報告いたします。

資金不足比率につきましては、経営努力や一般会計繰入金等によって水道事業会計、病院事業会計並びに下水道事業特別会計の3会計全てにおいて引き続き資金不足比率は発生しておりません。

以上、報告17号及び18号につきまして一括してご報告申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第17号、第18号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査等のため、明日8日の1日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、明日8日の1日間休会することと決しま

した。

---

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時29分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)